

「新しい生活様式」に関する障害のある方への配慮等について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、身体的距離の確保やマスクの着用など、いわゆる「新しい生活様式」を日常生活に取り入れることが求められているところです。

一方で、障害のある方の中には、その障害特性により、「新しい生活様式」を実践することが難しく、新たな困りごとを抱えている方もいます。

そこで、本市では、誰もが安心して暮らすことができるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を心掛けながらも、それぞれの障害特性等により、困りごとを抱えている方がいることを知っていただくとともに、必要な支援や配慮等について周知・啓発していく必要があると考えております。

まずは、令和2年度第2回、及び第3回市民会議において、「コロナ禍において生じた困りごと」をテーマとして、意見交換を行っていただきました。

2. 意見概要

詳細は、資料2-2「コロナ禍において生じた困りごとについて（令和2年度第2回、及び第3回市民会議での主な意見）」のとおり。

3. 今後の方針及びスケジュール（予定）

市民会議でいただいたご意見を踏まえ、事務局で成果物（事例集等）を作成する。それをどのように周知・啓発を行っていくことが効果的であるかなど、令和3年度の障害者政策委員会や市民会議、及び障害者権利擁護委員会において検討していく。

<スケジュール（予定）>

令和3年6月頃 【市民会議】	成果物（案）等について検討 周知・啓発方法等について検討
令和3年7月頃 【障害者政策委員会、権利擁護委員会】	市民会議でのご意見報告、成果物（案）審議
令和3年8月頃から	成果物等を活用し、周知・啓発
令和3年11月頃 【市民会議】	引き続き、「コロナ禍において生じた困りごと」について意見交換
令和4年1月頃 【障害者政策委員会、権利擁護委員会】	市民会議でのご意見報告、審議